

## 部会資料18-1及び19からの主な変更点

(前注1) 第1の1を(前注1)に変更。その上で、「非訟事件」との名称及び「非訟事件手続法」との題名について、検討することを追加

(前注2) 現行非訟事件手続法第3編及び第4編の扱いについての記載を追加

### 第1 総則

#### 3 管轄

##### (1) 土地管轄

- ・③において、「日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは、」を削除し、文章を整理

##### (5) 移送等

###### イ 管轄権を有する裁判所による移送

- ・「手続の著しい遅滞を避けるため必要があるときその他」を追加

#### 4 裁判官の除斥及び忌避

##### (4) 簡易却下手続

- ・簡易却下を行う主体を(注1)で説明的に記載することとして、これに関する従前の本文の記載を削除

##### (7) 裁判所書記官への準用

- ・簡易却下を行う主体をより明確にするために、(注)を追加

#### 5 当事者能力及び手続行為能力等

##### (2) 選定当事者

- ・【乙案】について、従前は「特段の規律を置かないものとする」としていたが、その趣旨の実質を記載することとして表現を修正

##### (3) 手続行為能力及び法定代理

- ・「非訟能力」を「手続行為能力」に用語を修正

- ・ウ①において、「終局裁判に対する抗告について」を「抗告」についてに変更
  - ・ウ②bに「本案裁判に対する異議の申立ての取下げ」を追加
- (6) 法定代理権の消滅の通知
- ・【乙案】について、従前は「特段の規律を置かないものとする」としていたが、その趣旨の实质を記載することとして、表現を修正

## 6 参加

### (1) 当事者参加

- ・④について、参加の申出又は参加の申立てを却下する裁判があること及び参加の申出を却下する裁判に対して即時抗告をすることができるものとするをより明確にするために、表現を修正
- ・当事者として参加した者が当事者として扱われること等をより明確にするために、(注)の表現を修正

### (2) 利害関係参加

- ・ア②について、「結果について利害関係を有する者」を「結果について重大な利害を有する者」に変更
  - ・ア④について、参加の申出又は申立てを却下する裁判があること及び参加の申出を却下する裁判に対して即時抗告をすることができるものとするをより明確にするために、表現を修正
  - ・利害関係参加人の法的地位等をより明確にするために、イの本文の表現を修正し、(注)を追加
- (後注)
- ・当事者となる資格を有する者の取扱いをより明確にするために、(後注)を追加

## 8 任意代理人

### (2) 任意代理権の範囲

- ・②bに「本案裁判に対する異議の申立て」等を追加

### (6) 任意代理権の不消滅

- ・手続担当についての規律を②として追加

### (7) 任意代理権の消滅の通知

- ・【乙案】について、従前は「特段の規律を置かないものとする」としていたが、その趣旨の実質を記載することとして、表現を修正

## 9 手続費用

### (1) 手続費用の負担

- ・②の規律により手続費用を負担させることができる「利害関係人」を「裁判を受けるべき者」に限定
- ・「利害関係人」を「裁判を受けるべき者」に限定したことにより、民事訴訟法第69条に定める者に対して手続費用を負担させることができなくなったため、「同条と同様の規律を置くことについて、なお検討する」旨の（注）を追加

### (2) 手続費用の負担の裁判

- ・手続費用の負担を命ぜられた者であって、不服申立ての手段を有しない者について、手続費用の負担の裁判に対する即時抗告権を認めることをなお検討する旨の（注）を追加

### (3)及び(7)

- ・調停についても、その規律のあり方を中間試案で示すのが相当であることから、亀甲括弧を削除

### (7) 非訟事件が裁判、和解又は調停によらないで完結した場合等の取扱い

- ・【乙案】の①において、手続費用を負担させることができる「利害関係人」を「裁判を受けるべき者」に限定

### (10) 手続上の救助

- ・アのただし書を削除し、手続上の救助の濫申立ては認めない前提で、従前のただし書の実質を（注）に記載

## 10 審理手続

### (2) 調書の作成等

- ・意味内容を明確にするため、①ただし書の「審問の期日については」を「証拠調べの期日を除いては」に変更
- ・（注2）において、期日における審問は、①の規律によることを注意的に記載
- ・②の「事実の探知」を「事実の調査」に変更

(3) 記録の閲覧等

ア 記録の閲覧等の要件等

- ・⑤に相当する規律が、従前は①ただし書にあったのを別項建てに修正
- ・②の前段と後段の間に「この場合において、」を加筆
- ・(注)において、当事者としてすることができる記録の閲覧等を利害関係参加人もすることができる旨を注意的に記載

イ 即時抗告

- ・【丙案】の趣旨をより明確にするために、表現を修正

(7) 手続の〔受継〕

- ・〔受継〕の亀甲括弧の意味を(前注)で説明

ア 法令により手続を続行する資格のある者がある場合

- ・当事者の死亡等により手続が中断しないこと等をアの(注)に記載し、「手続の中断」については独立した項目としないことに変更
- ・③について、受継の申出を却下する裁判があること及びこれに対し即時抗告をすることができるものとするをより明確にするために、表現を修正

イ 法令により手続を続行する資格のある者はいないが、別に申立権者がある場合

- ・〔受継〕がない場合には事件が終了することを(注)に記載

(10) その他

- ・通訳人の立会等について、記載を追加

第2 第一審の手続

1 非訟事件の申立て

(2) 併合申立て

- ・【甲案】のただし書から、「裁判を求める事項が同種であって事実上及び法律上同種の原因に基づく」を削除
- ・【乙案】について、従前は「特段の規律を置かないものとする」としていたが、その趣旨の実質を記載することとして、表現を修正

(4) 申立ての変更

- ・②に「期日である場合を除き、」を追加

## 2 裁判長の手続指揮権

- ・釈明について，（注）を追加

## 4 電話会議システム等

- ・（注）において，鑑定人質問を追加

## 5 裁判資料

### (1) 総則

#### イ 当事者の役割

- ・表題から「事案解明に向けた」を削除
- ・末尾の表現について，「協力しなければならない」等の選択肢を掲げていたのを「協力するものとする」として修正

### (2) 事実の調査

- ・表題を「事実の探知」から「事実の調査」に変更
- ・事実の調査の結果，裁判に重大な影響を及ぼすことが明らかになった場合の当事者への通知について，なお検討するものとする（注）を追加

### (3) 専門的な知見を有する事件における審理の充実・迅速化

- ・記載内容をより一般的な表現に修正

### (4) 証拠調べ

- ・証拠調べの項の末尾にあった（注）をアの後ろに移動

#### イ 当事者本人の出頭命令等

- ・③において，当事者の宣誓又は陳述拒絶について，過料の制裁を追加

#### ウ 文書提出命令等に従わない場合

- ・表題の「文書提出命令等に対して」の「対して」を削除

## 6 裁判

- ・（前注1）及び（前注2）を追加

### (1) 本案裁判

- ・従前の「裁判の方式」を削除し，その実質を（前注2）に記載

#### エ 本案裁判の告知

- ・「申立人，相手方及び参加人」を「当事者及び利害関係参加人」として用語を整理し，当事者参加した者が「当事者」に含まれることを説明する（注）を追加

#### ク 終局裁判の脱漏

- ・②及び③の亀甲括弧の趣旨を説明する（注）を追加

### 7 裁判の取消し又は変更

#### (1) 本案裁判の取消し又は変更

- ・従前本文にあった取消し又は変更の場合の陳述聴取の規律についての記載を（注）の記載に変更

#### (2) 本案裁判以外の裁判の取消し又は変更

- ・イの本文全体に付していた亀甲括弧を削除。なお、本案裁判以外の裁判の例として、申立書の補正を命ずる裁判等が挙げられる。

### 8 裁判によらない事件の終了

- ・表題を「手続の終結」から「事件の終了」に変更

#### (2) 和解・調停

- ・①と②の記載上の平仄をとるため、表現を修正

## 第3 不服申立て

### 1 本案裁判に対する不服申立て

#### (1) 不服申立ての対象

- ・申立てを却下する裁判について即時抗告をすることのできる者を明確にするために、（注）を追加

#### (2) 抗告審の手続

#### オ 原裁判の執行停止

- ・執行停止にあたって担保を立てさせることができることを明確にするため、表現を修正

#### キ 抗告があったことの通知

- ・【甲案】について、通知をしなければならない場合の「原審の本案裁判を取り消す場合には」に代えて、ただし書を置くこととし、表現を修正
- ・（注）について、甲案及び乙案のいずれの場合についても共通の問題であることを明確にするため、表現を修正

#### ク 陳述聴取

- ・従前は「抗告裁判所は、原審の本案裁判を取り消す場合には、原審の

当事者及び裁判を受ける者の陳述を聴かなければならないものとする」  
としていたのを表現を修正するとともに、利害関係参加人の取扱いにつ  
いて明確にするため、(注)を追加

ス 抗告権の濫用に対する制裁

- ・④の「抗告裁判所」を「最高裁判所（(4)アの抗告にあつては高等裁  
判所）」と修正

セ 原裁判が不当な場合の取消し

- ・「原審の裁判」を「原裁判」に修正（用語の統一）

(3) 即時抗告

ア 即時抗告

- ・②を追加

(4) 再抗告

ア 再抗告の対象

- ・⑤の「任意代理人」を「代理人」に変更
- ・⑥の「理由を付すべき裁判」を「裁判」に修正

オ 調査の範囲

- ・従前は「不服の申立てがあつた限度においてのみ」とあつたのを、「抗  
告状又は抗告理由書に記載の再抗告の理由についてのみ」に変更

キ 職権調査事項についての適用除外

- ・「裁判所が職権で調査すべき事項」について、亀甲括弧を削除

(5) 特別抗告

ク 職権調査事項についての適用除外

- ・「裁判所が職権で調査すべき事項」の亀甲括弧を削除

ケ 破棄差戻し等

- ・①の「高等裁判所、地方裁判所又は簡易裁判所の裁判に憲法の解釈の  
誤りがあることその他憲法の違反があるときは」を「アに掲げる事由  
があるときは」に修正（(4)ケ①との平仄）

(6) 許可抗告

ア 許可抗告の対象等

- ・④の「(5)イからオまで」を「(5)イからエまで」と修正（許可抗告には

民訴法第316条は準用されないと解されているため)

2 本案裁判以外の裁判に対する不服申立て

- (3) 抗告審の手續，即時抗告，再抗告，特別抗告及び許可抗告の規律の準用
- ・ 1 (2) のキ及びクについては準用しないことに変更

第4 再審

- ・ 本案裁判に対する再審と本案裁判以外の裁判に対する再審とを併せた規律に変更し、「本案裁判」を「終局裁判」に変更

1 再審の事由

- ・ ①の「当事者」を「再審の申立人」に変更
- ・ ①の j の表現を「裁判の結果」に修正
- ・ 「確定した終局裁判」の趣旨を明確にするため，①に（注）を追加

11 執行停止の裁判

- ・ 規律全体を追加

第6 相手方がある事件に関する特則

1 相手方がある非訟事件に関する特則の要否

- ・ 【甲案】の（注）について，「個別的に定める」を「個別的に定まる」などに変更したほか，趣旨を明確にするため，表現を修正

2 相手方がある非訟事件に関する特則の具体的内容

(2) 法定代理及び任意代理

- ・ 第1の5における裁判所に対する通知との関係を明確にするため，記載を修正

(3) 脱退

- ・ 第1の7における裁判所の許可との関係を明確にするため，記載を修正

(4) 第一審の審理手續

イ 陳述聴取

- ・ 「必要的審尋」を「陳述聴取」に改め，（注）に，審問申立権についての記載を追加

オ 裁判日

- ・ 「終局裁判をする日」を追加

(7) 抗告

ア 事件係属の通知

- ・通知の相手方を明らかにするため，表現を修正

イ 陳述聴取

- ・「必要的審尋」を「陳述聴取」に改めるとともに，陳述聴取の対象となる者を明らかにするため，表現を修正

(8) 当事者照会制度

- ・従前より一般化した記載に修正

第7 民事非訟事件

1 裁判上の代位に関する事件

- ・用語，記号の修正

2 保存，供託，保管及び鑑定に関する事件

- ・③に，b及びcに亀甲括弧を付している趣旨を（注）で追加
- ・⑥に，a及びbのうち呼出し及び尋問に関する事項に亀甲括弧を付している趣旨を（注）で追加
- ・用語，記号の修正